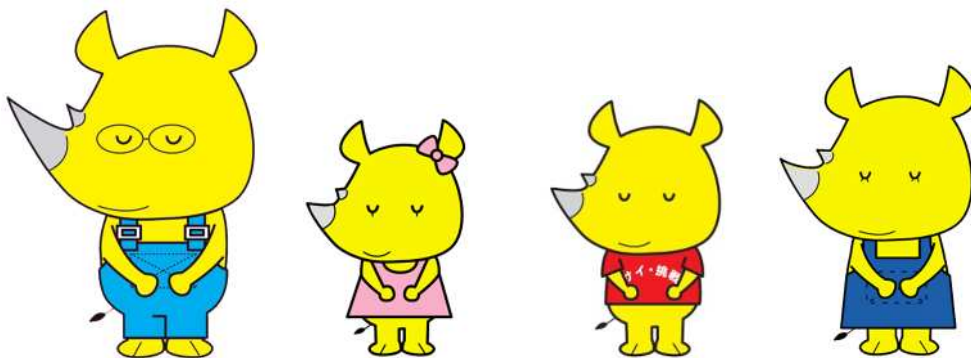


事業用大規模建築物の所有者等の手引き

～ 事業系一般廃棄物(事業系ごみ)の減量と適正処理に向けて ～



新潟市ごみ減量キャラクター「サイチヨ」

新潟市環境部廃棄物対策課

目 次

事業者の責務	1
事業用大規模建築物とは	1
事業用大規模建築物の所有者の範囲	2
事業用大規模建築物の所有者の義務	2
事業用大規模建築物の建設者の義務	2
事業用大規模建築物の占有者の義務	2
減量計画書の作成・提出	3
廃棄物管理責任者の選任・届出	4
保管場所の設置・届出	5
減量計画書（表）	6
減量計画書（表）の記入例	7
減量計画書（裏）	8
減量計画書（裏）の記入例	9
廃棄物管理責任者選任（変更）届	10
廃棄物管理責任者選任（変更）届の記入例	11
事業系一般廃棄物及び再利用対象物保管場所設置届（表）	12
事業系一般廃棄物及び再利用対象物保管場所設置届（表）の記入例	13
事業系一般廃棄物及び再利用対象物保管場所設置届（裏）	14
事業系一般廃棄物及び再利用対象物保管場所設置届（裏）の記入例	15
関係法令集	
廃棄物の処理及び清掃に関する法律（抜粋）	16
新潟市廃棄物の減量及び適正処理等に関する条例（抜粋）	17
新潟市廃棄物の減量及び適正処理等に関する条例の 施行及び一般廃棄物処理業の許可等に関する規則（抜粋）	19
新潟市事業用建築物における廃棄物の減量及び適正処理に関する要綱	21
新潟市事業用建築物における事業系一般廃棄物及び 再利用対象物の保管場所設置要領	23

事業者の責務

「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」（昭和 45 年法律第 137 号。「以下「廃棄物処理法」という。」）及び「新潟市廃棄物の減量及び適正処理等に関する条例」（以下「条例」という。）では、事業者が、事業活動に伴って生じた廃棄物について、減量化・資源化及び適正処理を進めるための責務を定めています。

- 事業者は、その事業活動に伴って生じた廃棄物を自らの責任において適正に処理しなければならない。（廃棄物処理法第 3 条）
- 事業者は、廃棄物の排出を抑制し、再利用を図ること等により、廃棄物の減量に積極的に努めなければならない。（条例第 5 条第 2 項）
- 事業者は、廃棄物の減量及び適正処理に関し、市の施策に協力しなければならない。（条例第 5 条第 3 項）

事業用大規模建築物とは

1 対象となる建物は、次のいずれかに該当するものです。

- 建築物における衛生的環境の確保に関する法律に規定する「特定建築物」
⇒事務所、店舗、興行場、集会場、遊技場、旅館、学校等の用途に供される部分の延べ面積が 3,000 m²以上の建築物。ただし、学校教育法第 1 条に規定する学校においては延べ面積が 8,000 m²以上の建築物。
- 大規模小売店舗立地法に規定する大規模小売店舗及び新潟市大規模小売店舗等連絡協議会設置要綱に規定する中規模小売店舗
⇒店舗面積が 500 m²を超える小売店舗

2 対象事業所の単位

- 「事業用大規模建築物」は「棟」を単位とします。所有者が同じであっても、棟が異なれば個別に取り扱います。ただし、同一敷地内において共通の用途に供せられ、廃棄物の保管及び処理が一体的に行われる複数の対象建築物は、1 棟の対象建築物として取り扱う場合があります。
- 同一敷地内に「事業用大規模建築物」の他に建築物が存在し、廃棄物の保管及び処理が一体的に行われている場合は、「事業用大規模建築物」と合わせて、指導対象として取り扱う場合があります。

事業用大規模建築物の所有者の範囲

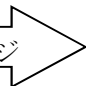
事業用大規模建築物の所有者とは、原則その建築物の所有権を有する者ですが、所有形態により次に掲げる者についても所有者とみなすことがあります。

- 区分所有者または共有者で構成される管理組合の代表者。
- 管理組合等が構成されていない場合は、事業用大規模建築物の共有者か、区分所有者から選んだ代表者。
- 建物の全部を賃貸その他の理由により、事実上占有して使用している者。
- 所有者から、その建築物の維持、清掃業務の管理にとどまらず、建築物に関する総合的な管理権限を委任されている者。

事業用大規模建築物の所有者の義務

事業系一般廃棄物の再利用の可能な物の分別及び再利用を促進するため、事業用大規模建築物の所有者に対して、市の条例・規則により、以下の義務を定めています。

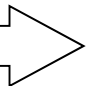
- 減量計画書の提出（条例第 26 条）
- 廃棄物管理責任者の選任と届出（条例第 27 条）

詳細は 3, 4 ページ 

事業用大規模建築物の建設者の義務

事業系一般廃棄物及び再利用対象物の保管場所を必ず設置しなければなりません。

- 事業系一般廃棄物及び再利用対象物保管場所の設置と届出（条例第 28 条）

詳細は 5 ページ 

事業用大規模建築物の占有者の義務

事業用大規模建築物の占有者とは、建築物を使用している事業者（テナントビルでは個々のテナント）を指し、廃棄物の排出事業者として、所有者及び廃棄物管理責任者が定めた廃棄物の処理計画に従って、廃棄物の減量化・資源化及び適正処理に協力しなければなりません。

◆立入検査を実施します

適正処理・資源化の推進のために、定期的に立入検査を実施しています。検査の内容としては、廃棄物の処理・保管状況や資源化の状況を検査します。（条例第 47 条第 1 項）

減量計画書の作成・提出

事業用大規模建築物の所有者は、廃棄物の発生・排出抑制及び再利用並びにその適正な処理に関する前年度実績と当該年度の減量計画をまとめた「減量計画書」を作成し、市長に提出しなければなりません。

廃棄物・資源物の排出量の把握方法

廃棄物や資源物の重量は、次のいずれかの方法により把握してください。

○廃棄物等を毎日計量する

毎日、分別して排出されたごみの重さを、ごみごとにその都度バネばかりや体重計などを利用して計量します。

○一定期間計量し、ごみの排出状況を把握する

毎日のごみの重さを計量することが難しい事業所では、分別して排出される廃棄物を、一定期間（例えば1週間）計量し、ごみの排出状況を確認します。この排出状況から年間のごみ量を推計します。ただし、時期によって排出量が変動（年末年始、年度末や夏・冬など）する場合は、考慮する必要があります。

○許可業者などの報告から、ごみの排出状況を把握する

許可業者との処理契約量をもとに、ごみ種ごとの割合で按分したり、再資源化事業者による回収量の伝票を受領するなどして量の把握をします。

○購入量から推測する

新聞・雑誌やOA用紙などは、購入した量から排出量を推測する方法があります。一冊あたりの計量の目安を作成してから、購入量を掛けて推計します。

※廃プラスチック類、ペットボトル等の「産業廃棄物」及び「有価物」は記入不要です。

減量計画書の提出方法

「減量計画書」を年度（4月1日から翌年3月31日までをいう。）ごとに作成して、毎年5月31日までに提出してください。

様式については、市ホームページの「申請・届出の総合窓口」から「減量計画書」で検索するとダウンロードすることができます。

提出方法は、電子申請、電子メール、郵送、FAXまたは持参にてお願いします。

<https://info-navi.city.niigata.lg.jp/navi/govTop.do>

※ 減量計画書は、毎年提出する書類です。書類の写し・データを保管していただくと来年度の作成に役立ちます。書類の写し・データを保存しておくことをお勧めします。

〈提出先〉

〒951-8550 新潟市中央区学校町通一番町 602 番地 1

新潟市 環境部 廃棄物対策課 廃棄物指導室

TEL:025-226-1411 FAX:025-222-7032

E-mail:haitai@city.niigata.lg.jp

廃棄物管理責任者の選任・届出

事業用大規模建築物の所有者は、当該建築物から排出される事業系一般廃棄物の減量及び適正処理に関する業務を担う担当者として、「廃棄物管理責任者」を選任し、市長に届け出なければなりません。

廃棄物管理責任者の業務

「廃棄物管理責任者」には、事業用大規模建築物から生じる廃棄物の発生・排出抑制、再利用可能なものの分別徹底及び適正処理を実施するため、社員やテナント、その他関係者の中心となり、指導・調整等を行っていただきます。

- 廃棄物の種類・発生量・処理方法などの実態の把握、事業所内の組織・体制の整備
- 廃棄物の処理に関する記録の作成及び保存
- 事業用大規模建築物の占有者や利用者に対する指導及び啓発
- 廃棄物や再利用対象物の保管場所の管理
- 「減量計画書」の作成に関する業務
- 市との連絡・調整 など

廃棄物管理責任者の選任基準

「廃棄物管理責任者」の選任は、事業用大規模建築物から生じる廃棄物の状況を常時把握でき、廃棄物の発生・排出抑制、再利用可能な物の分別徹底及び適正処理について権限を持っている者でなければなりません。なお、資格等は必要ありませんが、廃棄物や再利用対象物の収集運搬業者を廃棄物管理責任者に選任することはできません。

廃棄物管理責任者選任（変更）届の届出方法

「廃棄物管理責任者」を新たに選任または変更した場合は、「廃棄物管理責任者選任（変更）届」を選任または変更の日から10日以内に届け出をしてください。

なお、変更がない場合は提出する必要はありません。

様式については、市ホームページの「申請・届出の総合窓口」から「廃棄物管理責任者」で検索するとダウンロードすることができます。

提出方法は、電子申請、電子メール、郵送、FAXまたは持参にてお願いします。

<https://info-navi.city.niigata.lg.jp/navi/govTop.do>

〈提出先〉

〒951-8550 新潟市中央区学校町通一番町 602 番地 1

新潟市 環境部 廃棄物対策課 廃棄物指導室

TEL:025-226-1411 FAX:025-222-7032

E-mail:haitai@city.niigata.lg.jp

保管場所の設置・届出

事業用大規模建築物の所有者は、事業系一般廃棄物の保管場所を必ず設置し、また再利用対象物の保管場所をできるだけ設置しなければなりません。

規則で定める設置基準

保管場所は、排出された事業系一般廃棄物及び再利用対象物を一時保管し、許可業者やリサイクル業者が効率的に収集・回収作業を行うためのものであり、建築物内及び周辺の生活環境を損なわないように管理しなければなりません。

- 事業系一般廃棄物及び再利用対象物が種類ごとに保管できるスペースを確保してください。
 - 原則として事業系一般廃棄物と再利用対象物の保管場所は併用しないようにしてください。
併用する場合は、事業系一般廃棄物と再利用対象物を表示や間仕切り等で明確に区分してください。
 - 事業系一般廃棄物及び再利用対象物が衛生的に保管できるようにしてください。
 - 事業系一般廃棄物及び再利用対象物が飛散したり、雨水が流入しないようにしてください。
 - 事業系一般廃棄物及び再利用対象物の搬入及び搬出に支障のないようにしてください。
- ※ただし、保管場所の設置が困難な場合は、事業系一般廃棄物及び再利用対象物の種類、量、収集回数及び収集方法等の運用により、排出場所を保管場所とすることができます。

事業系一般廃棄物及び再利用対象物保管場所設置届の届出

事業用大規模建築物の建設者は、事業系一般廃棄物及び再利用対象物の保管場所を必ず設置するとともに、建築確認申請をするときに「事業系一般廃棄物及び再利用対象物保管場所設置届」に関係図面を添付のうえ届け出をしてください。

様式については、市ホームページの「申請・届出の総合窓口」から「保管場所設置届」で検索するとダウンロードすることができます。

提出方法は、郵送または持参にてお願いします。

<https://info-navi.city.niigata.lg.jp/navi/govTop.do>

保管場所設置届

検索 

〈提出先〉

〒951-8550 新潟市中央区学校町通一番町 602 番地 1

新潟市 環境部 廃棄物対策課 廃棄物指導室

TEL:025-226-1411 FAX:025-222-7032

E-mail:haitai@city.niigata.lg.jp

(表)

別記様式第10号 (第12条関係)				
減 量 計 画 書				
年 月 日				
新潟市長 様				
住所 (法人にあつては所在地) 氏名 (法人にあつては名称及び代表者の氏名)				
新潟市廃棄物の減量及び適正処理等に関する条例第26条の規定により、次のとおり提出します。				
建築物	名 称		建築物の属性	
	所 在 地		延床面積	m ²
所有者	氏名又は名称		構 造	地上 階/地下 階
	連 絡 先	電話 ()	用途区分 1 事務所 2 店舗 3 百貨店 4 興行場 5 遊技場 6 ホテル・旅館 7 学校 8 その他() 9 複合用途 ↓ 複合用途の内容 (1) () 社 合計 m ² (2) () 社 合計 m ² (3) () 社 合計 m ² (4) () 社 合計 m ² (供用部分 m ²)	
廃棄物管理責任者	氏 名			
	役 職 等			
	連 絡 先	電話 ()		
廃棄物の減量及び適正処理に関する取組	前年度に実施した取組			
	今年度を実施する取組		在 館 人 数	職員数 人 外来者 人
			廃棄物保管場所	m ²
			再利用対象物保管場所	m ²

(裏)

年 度 実 績				
区 分	処分量 t/年	資源化量 t/年	収集運搬業者等	搬入施設・処分業者 等
事業系ごみ（一般廃棄物）				
可燃ごみ				
不燃ごみ				
再利用対象物（資源物）				
古紙類				
ガラスびん				
飲食用缶				
木くず類				
食品系廃棄物				
合 計	A	B	排出量 A+B	資源化率 B/(A+B) %

年 度 計 画				
区 分	処分量 t/年	資源化量 t/年	収集運搬業者等	搬入施設・処分業者 等
事業系ごみ（一般廃棄物）				
可燃ごみ				
不燃ごみ				
再利用対象物（資源物）				
古紙類				
ガラスびん				
飲食用缶				
木くず類				
食品系廃棄物				
合 計	A	B	排出量 A+B	資源化率 B/(A+B) %

備考

減量計画書（裏）の記入例

(裏)		〇〇 年 度		※産業廃棄物、有価物として処理しているものは記入不要です。 ※記入単位はtです。数値は少数第一位まで記入してください。	
市のごみ処理施設に搬入した量を記入してください。		処分量 t/年	資源化量 t/年	収集運搬業者等	処分業者
事業系ごみ（一般廃棄物）					
可燃ごみ	24.0	/	/	〇〇清掃	亀田清掃センター
不燃ごみ	1.0	/	/	〇〇清掃	新田清掃センター
再利用対象物（資源物）					
古紙類	19.0	/	/	△△商店	/
ガラスびん	1.2	/	/	〇〇清掃	クル
飲食用缶	2.0	/	/	〇〇清掃	〇〇工業
木くず類	0	/	/	/	/
食品系廃棄物	14.2	/	/	〇〇清掃	××センター
合 計	A 25.0	B	36.4	排出量 A+B 61.4	資源化率 B/(A+B) 59.3 %

△△ 年 度 計 画					
区 分	処分量 t/年	資源化量 t/年	収集運搬業者等	搬入 等	排出量から資源化率を計算して記入してください。
事業系ごみ（一般廃棄物）					
可燃ごみ	21.0	/	〇〇清掃	亀田清掃センター	/
不燃ごみ	1.0	/	〇〇清掃	新田清掃センター	/
再利用対象物（資源物）					
古紙類	/	20.8	△△商店	同左	/
ガラスびん	/	1.2	〇〇清掃	××リサイクル	/
飲食用缶	/	2.0	〇〇清掃	〇〇工業	/
木くず類	/	0.4	〇〇清掃	△△グリーン	/
食品系廃棄物	/	15.0	〇〇清掃	××センター	/
合 計	A 22.0	B 39.4	排出量 A+B 61.4	資源化率 B/(A+B) 64.2 %	/

備考 ・ペットボトルについては、全量を資源化しています。	上記の他、資源化しているもの等があれば記入してください。
---------------------------------	------------------------------

別記様式第11号（第13条関係）

廃棄物管理責任者選任（変更）届

年 月 日

新潟市長 様

住所（法人にあつては所在地）
氏名（法人にあつては名称及び代表者の氏名）

新潟市廃棄物の減量及び適正処理等に関する条例第27条の規定により、次のとおり届け出ます。

建築物の名称			
建築物の所在地			
選 任	廃棄物管理責任者	氏名	
		役職等	
		連絡先	電話 ()
	選任年月日	年 月 日	
変 更 前	廃棄物管理責任者	氏名	
		役職等	
		連絡先	電話 ()
	変更の理由		

廃棄物管理責任者選任（変更）届の記入例

別記様式第11号（第13条関係）

廃棄物管理責任者選任（変更）届

令和〇〇年△△月××日

新潟市長 様

所有者の住所、氏名（名称）を記入してください。
押印は不要です。

住所（法人にあつては所在地）
氏名（法人にあつては名称及び代表者の氏名）

新潟市中央区△△町
1丁目2番3号
株式会社 ○〇商事
代表取締役 減量 進

新潟市廃棄物の減量及び適正処理等に関する条例第27条の規定により、次のとおり届け出ます。

建 築 物 の 名 称		新潟減量推進ビル		建物全体の廃棄物の管理に関して所有者より選任された人を記入してください。
建 築 物 の 所 在 地		新潟市中央区学校町通1番町602番地1		
選 任	廃棄物管理責任者	氏 名	護美 適正	廃棄物対策課管理責任者が常駐する勤務場所等の連絡先を記入してください。
		役職等	株式会社 ○〇不動産 新潟営業所長	
		連絡先	電話 025 (000) 0000	
	選 任 年 月 日	令和〇〇年△△月××日		
変 更 前	廃棄物管理責任者	氏 名		変更の場合は、理由を記入してください。 (例)人事異動のため
		役職等		
		連絡先	電話 ()	
	変 更 の 理 由			

(表)

別記様式第12号(第15条関係)

事業系一般廃棄物及び再利用対象物保管場所設置届

年 月 日

新潟市長 様

住所(法人にあつては所在地)
氏名(法人にあつては名称及び代表者の氏名)

新潟市廃棄物の減量及び適正処理等に関する条例第28条第3項の規定により、次のとおり届け出ます。

建築物の概要	名称			
	所在地			
	建築主	住所		
		氏名		
		連絡先	電話	()
	設計者	住所		
		氏名		
		連絡先	電話	()
	延面積	m ²		
	構造	地上 階 / 地下 階		
建築物の用途	1 事務所 2 店舗 3 百貨店 4 興行場 5 遊技場 6 ホテル・旅館 7 学校 8 その他 () 9 複合用途			
工事着工予定日	年 月 日	工事完了予定日	年 月 日	

保管場所設置届（表）の記入例

（表）

別記様式第12号（第15条関係）

事業系一般廃棄物及び再利用対象物保管場所設置届

令和〇〇年△△月××日

新潟市長 様

建設者の住所、氏名
（名称）を記入して
ください。
押印は不要です。

住所(法人にあつては所在地)
氏名(法人にあつては名称及び代表者の氏名)

新潟市中央区△△町
1丁目2番3号
株式会社 ○〇商事
代表取締役 減量 進

新潟市廃棄物の減量及び適正処理等に関する条例第28条第3項の規定により、次のとおり届け出ます。

建築物の概要	名称	新潟減量推進ビル		
	所在地	新潟市中央区学校町通1番町602番地1		
	建築主	住所	新潟市中央区△△町1丁目2番3号	
		氏名	株式会社 ○〇商事 代表取締役 減量 進	
		連絡先	電話 025 (000) 0000	
	設計者	住所	東京都千代田区△△町1丁目2番3号	
		氏名	〇〇設計 株式会社 代表取締役 建物 建夫	
		連絡先	電話 03 (0000) 0000	
	延面積	3,100 m ²		
	構造	地上 6 階 / 地下 1 階		
建築物の用途	1 事務所	2 店舗	3 百貨店	
	4 興行場	5 遊技場	6 ホテル・旅館	
	7 学校	8 その他 ()		
	9 複合用途 (事務所, 店舗)			
工事着工予定日	令和〇〇年△△月××日	工事完了予定日	令和〇〇年△△月××日	

用途区分は、該当するものを選択してください。複合施設の場合は、その内訳を記入してください。

(裏)

事業系一般廃棄物保管場所	位 置	屋内・屋外	地上・地下	階	面 積	m ²
	排 出 方 法					
	洗 浄 設 備	箇所	冷 蔵 設 備	有 ・ 無		
	付属設備の概要					
再利用対象物保管場所	位 置				面 積	m ²
	排 出 方 法					
	付属設備の概要					

注 事業系一般廃棄物，再利用対象物ごとの保管施設の位置図，設計図（平面図，構造図）及び保管場所面積計算書を添付してください。

保管場所設置届（裏）の記入例

（裏）

事業系一般廃棄物保管場所	位 置	屋内・ 屋外	地上 ・地下 1 階	面 積	2 m ²	
	排 出 方 法	各テナントから分別されたものを種類ごとに透明袋に入れて保管し、そのまま許可業者に収集してもらう。 収集回数：可燃ごみ月 25 回，不燃ごみ（少量）月 1 回				
	洗 浄 設 備	1 箇所	冷 蔵 設 備	有 ・ 無		
付属設備の概要 <ul style="list-style-type: none"> ・ 悪臭対策として換気設備を設ける。 ・ 汚水が地下に浸透しないように床は防水加工とする。 ・ 生ごみ腐敗対策として冷蔵保管庫を設置する。 						
再利用対象物保管場所	位 置	屋内地上 1 階			面 積	4 m ²
	排 出 方 法	古紙類 OA用紙，新聞，雑誌，段ボールに分別されたものを種類ごとに紐で束ねて保管し，資源回収業者に回収してもらう。 回収回数：月 5 回 びん，缶類 びんと缶に分別されたものを種類ごとにコンテナに入れて保管し，コンテナごと許可業者に回収してもらう。 回収回数：月 5 回				
	付属設備の概要					

注 事業系一般廃棄物，再利用対象物ごとの保管施設の位置図，設計図（平面図，構造図）及び保管場所面積計算書を添付してください。

関係法令集

廃棄物の処理及び清掃に関する法律（抜粋）

（目的）

第1条 この法律は、廃棄物の排出を抑制し、及び廃棄物の適正な分別、保管、収集、運搬、再生、処分等の処理をし、並びに生活環境を清潔にすることにより、生活環境の保全及び公衆衛生の向上を図ることを目的とする。

（事業者の責務）

第3条 事業者は、その事業活動に伴って生じた廃棄物を自らの責任において適正に処理しなければならない。

2 事業者は、その事業活動に伴って生じた廃棄物の再生利用等を行うことによりその減量に努めるとともに、物の製造、加工、販売等に際して、その製品、容器等が廃棄物となった場合における処理の困難性についてあらかじめ自ら評価し、適正な処理が困難にならないような製品、容器等の開発を行うこと、その製品、容器等に係る廃棄物の適正な処理の方法についての情報を提供すること等により、その製品、容器等が廃棄物となった場合においてその適正な処理が困難になることのないようにしなければならない。

3 事業者は、前2項に定めるもののほか、廃棄物の減量その他その適正な処理の確保等に関し国及び地方公共団体の施策に協力しなければならない。

（市町村の処理等）

第6条の2

5 市町村長は、その区域内において事業活動に伴い多量の一般廃棄物を生ずる土地又は建物の占有者に対し、当該一般廃棄物の減量に関する計画の作成、当該一般廃棄物を運搬すべき場所及びその運搬の方法その他必要な事項を指示することができる。

（立入検査）

第19条 都道府県知事又は市町村長は、この法律の施行に必要な限度において、その職員に、事業者、一般廃棄物若しくは産業廃棄物若しくはこれらであることの疑いのある物の収集、運搬若しくは処分を業とする者その他の関係者の事務所、事業場、車両、船舶その他の場所（中略）に立ち入り、廃棄物若しくは廃棄物であることの疑いのある物の保管、収集、運搬若しくは処分（中略）に関し、帳簿書類その他の物件を検査させ、又は試験の用に供するのに必要な限度において廃棄物若しくは廃棄物であることの疑いのある物を無償で収去させることができる。

新潟市廃棄物の減量及び適正処理等に関する条例（抜粋）

（目的）

第1条 この条例は、市、市民及び事業者が一体となって、廃棄物の排出を抑制し、再利用を促進すること等により廃棄物の減量を推進するとともに、廃棄物を適正に処理し、併せて生活環境を清潔にすることにより、資源循環型社会の形成及び生活環境の保全並びに公衆衛生の向上を図り、もって市民の健康で快適な生活を確保することを目的とする。

（事業者の責務）

- 第5条 事業者は、事業系廃棄物を自らの責任において適正に処理しなければならない。
- 2 事業者は、廃棄物の排出を抑制し、再利用を図ること等により、廃棄物の減量に積極的に努めなければならない。
- 3 事業者は、廃棄物の減量及び適正処理に関し、市の施策に協力しなければならない。

（事業系廃棄物の処理）

第14条 事業者は、その事業系廃棄物を生活環境保全上支障が生じないうちに自ら運搬し、若しくは処分し、又は廃棄物の収集、運搬若しくは処分を業として行うことのできる者に収集させ、運搬させ、若しくは処分させなければならない。

（多量排出事業者に対する指示）

第16条 市長は、規則で定める量以上の事業系一般廃棄物を排出する事業者に対し、当該一般廃棄物を運搬すべき場所及び運搬方法その他必要な事項を指示することができる。

（事業用建築物の所有者等の義務）

- 第25条 事業用建築物の所有者は、当該建築物から生ずる事業系一般廃棄物の減量及び適正処理を行わなければならない。
- 2 事業用建築物の占有者は、当該建築物から生ずる事業系一般廃棄物の減量及び適正処理に関し、当該建築物の所有者の指示に従わなければならない。

（減量計画書）

第26条 事業用建築物のうち規則で定める大規模なもの（以下「事業用大規模建築物」という。）の所有者は、規則で定めるところにより、当該事業用大規模建築物から生ずる事業系一般廃棄物の減量及び適正処理に関する計画書を作成し、市長に提出しなければならない。

（廃棄物管理責任者）

第27条 事業用大規模建築物の所有者は、当該建築物から生ずる事業系一般廃棄物の減量及び適正処理に関する業務を担当させるため、規則で定めるところにより、廃棄物管理責任者を選任し、市長に届け出なければならない。廃棄物管理責任者を変更した場合も、同様とする。

（廃棄物の保管場所の設置）

第28条 事業用大規模建築物の所有者は、当該建築物又はその敷地内に、規則で定める基準に従い、事業系一般廃棄物の保管場所を設置しなければならない。ただし、保管場所の設置が

困難な場合で、他の手段により事業系一般廃棄物の処理が適正に行われると市長が認めるときは、この限りでない。

- 2 事業用大規模建築物の所有者は、当該建築物又はその敷地内に、規則で定める基準に従い、再利用の対象となる物（以下「再利用対象物」という。）の保管場所を設置するよう努めなければならない。
- 3 事業用大規模建築物を建設しようとする者（以下「事業用大規模建築物の建設者」という。）は、当該建築物又はその敷地内に、規則で定める基準に従い、事業系一般廃棄物の保管場所及び再利用対象物の保管場所を設置しなければならない。この場合において、事業用大規模建築物の建設者は、当該保管場所について、規則で定めるところにより、あらかじめ市長に届け出なければならない。
- 4 事業用大規模建築物以外の事業用建築物を所有する者又は建設しようとする者は、当該建築物又はその敷地内に、規則で定める基準に従い、事業系一般廃棄物の保管場所及び再利用対象物の保管場所を設置するよう努めなければならない。

(改善勧告)

第 29 条 市長は、事業用大規模建築物の所有者が第 26 条、第 27 条若しくは前条第 1 項の規定に違反していると認める場合又は事業用大規模建築物の建設者が前条第 3 項の規定に違反していると認める場合は、当該事業用大規模建築物の所有者又は建設者に対し、期限を定めて、改善するよう勧告するものとする。

(公表)

第 30 条 市長は、前条の規定により勧告をした場合において、当該事業用大規模建築物の所有者又は建設者がその勧告に従わなかった場合は、その旨を公表することができる。

- 2 市長は、前項による公表をしようとする場合は、あらかじめ、当該事業者にその理由を通知し、意見の聴取を行わなければならない。

(受入拒否)

第 31 条 市長は、事業用大規模建築物の所有者又は建設者が、前条の規定による公表をされた後においても、なお第 29 条の規定による勧告に従わなかった場合は、当該事業用建築物から排出される事業系一般廃棄物の市長の指定する処理施設への受入れを拒否することができる。

(立入検査)

第 47 条 市長は、法第 19 条第 1 項に規定するもののほか、この条例の施行に必要な限度において、職員に、必要と認める場所に立ち入り、廃棄物の減量及び適正処理に関し、帳簿、書類その他の必要な物件を検査させることができる。

- 2 前項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人の請求があった場合は、これを提示しなければならない。
- 3 第 1 項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

新潟市廃棄物の減量及び適正処理等に関する条例の施行及び一般廃棄物処理業の許可等に関する規則（抜粋）

(趣旨)

第1条 この規則は、新潟市廃棄物の減量及び適正処理等に関する条例（平成8年新潟市条例第26号。以下「条例」という。）の施行及び一般廃棄物処理業の許可等に関して必要な事項を定めるものとする。

(処理を指示することができる事業系一般廃棄物の量)

第4条 条例第16条の規定による規則で定める事業系一般廃棄物の量は、1日平均10キログラムとする。

(事業用大規模建築物)

第11条 条例第26条に規定する規則で定める事業用大規模建築物は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 建築物における衛生的環境の確保に関する法律（昭和45年法律第20号）第2条第1項に規定する特定建築物
- (2) 大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第2条第2項に規定する大規模小売店舗
- (3) 新潟市大規模小売店舗等連絡協議会設置要綱（平成4年10月30日制定）第2条第2号に規定する中規模小売店舗

(減量計画書の作成及び提出)

第12条 条例第26条の規定による減量及び適正処理に関する計画書は、別記様式第10号の減量計画書により、その年の4月1日から翌年の3月31日までの期間について作成し、毎年5月31日までに、市長に提出しなければならない。

(廃棄物管理責任者の選任及び届出)

第13条 条例第27条の規定による廃棄物管理責任者は、当該事業用大規模建築物から生ずる事業系一般廃棄物の管理について権限を有する者でなければならない。

2 条例第27条の規定による廃棄物管理責任者の選任又は変更の届出は、選任又は変更のあった日から10日以内に、別記様式第11号による廃棄物管理責任者選任(変更)届により行わなければならない。

(保管場所の設置基準)

第14条 条例第28条各項の規定による規則で定める基準は、次のとおりとする。

- (1) 事業系一般廃棄物及び再利用対象物の種類及び排出量に応じて、分別して保管するのに十分な規模であること。
- (2) 事業系一般廃棄物及び再利用対象物の保管場所は明確に区分すること。
- (3) 事業系一般廃棄物及び再利用対象物が、衛生的に保管できること。
- (4) 事業系一般廃棄物及び再利用対象物が飛散したり、雨水が流入したりしないようにすること。

- (5) 事業系一般廃棄物及び再利用対象物の搬入及び搬出に支障のないこと。

(事業系一般廃棄物及び再利用対象物保管場所設置届)

第 15 条 条例第 28 条第 3 項の規定による届出は、別記様式第 12 号による事業系一般廃棄物及び再利用対象物保管場所設置届により、建築基準法（昭和 25 年法律第 201 号）第 6 条第 1 項の規定による確認の申請をする場合に行わなければならない。

(改善勧告)

第 16 条 条例第 29 条の規定による勧告（以下「改善勧告」という。）は、別記様式第 13 号による勧告書により行うものとする。

- 2 改善勧告を受けた者は、当該勧告に基づき改善措置を講じた場合は、速やかに別記様式第 14 号による改善措置報告書を市長に提出しなければならない。

(公表)

第 17 条 条例第 30 条第 1 項の規定による公表は、事業用大規模建築物の名称及び所在地、事業用大規模建築物の所有者又は建設者の氏名、公表の理由その他必要な事項を新潟市公報発行規定（昭和 35 年新潟市訓令第 7 号）第 1 条に規定する新潟市公報に登載して行うものとする。

- 2 条例第 30 条第 2 項の規定による通知（以下「公表通知」という。）は、別記様式第 15 号による公表通知書により行うものとする。

- 3 市長は、公表通知を受けた者の意見があった場合で、必要があると認めるときは、期限を定めて公表を延期し、又は公表しないことができる。

(受入拒否)

第 18 条 条例第 31 条の規定による事業系一般廃棄物の受入拒否は、別記様式第 16 号による受入拒否通知書により行うものとする。

- 2 市長は、条例第 31 条の規定による事業系一般廃棄物の受入拒否を取り消す場合は、別記様式第 17 号による受入拒否取消通知書により通知するものとする。

新潟市事業用建築物における廃棄物の減量及び適正処理に関する要綱

(目的)

第1条 この要綱は、新潟市廃棄物の減量及び適正処理等に関する条例（昭和8年新潟市条例第26号。以下「条例」という。）並びに新潟市廃棄物の減量及び適正処理等に関する条例施行規則（平成8年新潟市規則第49号。以下「規則」という。）に基づき、事業用建築物における廃棄物の減量及び適正処理の推進を図ることを目的とする。

(用語)

第2条 この要綱における用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるもののほか、条例及び規則の例によるものとする。

- (1) 「事業用建築物」 建築物の全部あるいは一部が事業活動の用に供されている建築物をいう。
- (2) 「所有者」 建築物が区分所有又は共有されている場合は、建築物の区分所有者又は共有者の中から選んだ代表者とする。
ただし、建築物の所有者から、当該建築物の全体的な管理権限を与えられている者を所有者と見なすことができる。
- (3) 「占有者」 建築物を所有者から賃借する等して使用している者をいう。
- (4) 「建設者」 建築基準法（昭和25年法律第201号）に基づく建築物の申請及び確認を受ける事業用建築物の建築主をいう。
- (5) 「再利用対象物」 事業用建築物から生ずる再利用が可能な古紙類、びん類及び缶類等をいう。
- (6) 「保管場所」 事業用建築物から生ずる事業系一般廃棄物又は再利用対象物が、当該事業用建築物から収集及び運搬されるまで、適正に管理するための貯留施設。

(廃棄物管理責任者の選任等)

第3条 市長は、廃棄物管理責任者がその業務を遂行できないと認めるときは、当該建築物の所有者に対し、選任の変更を求めることができる。

2 廃棄物管理責任者の業務は、次の各号に掲げる事項とする。

- (1) 当該建築物から生ずる事業系一般廃棄物の種類毎の処分量及び処分方法の記録並びに関係書類の保管。
- (2) 当該建築物から生ずる再利用対象物の種類毎の資源化量及び資源化方法の記録並びに関係書類の保管。
- (3) 当該建築物から生ずる事業系一般廃棄物の減量及び適正処理体制の企画並びに運営。
- (4) 当該建築物の占有者に対する事業系一般廃棄物の減量及び適正処理に関する指導及び助言。
- (5) 事業系一般廃棄物及び再利用対象物の保管場所の管理運営。
- (6) 減量計画書の作成、保管及び管理運営。
- (7) 市及び所有者との連絡調整。
- (8) 市の行う施策への協力に関すること。

(保管場所の設置)

第 4 条 事業用建築物における事業系一般廃棄物及び再利用対象物の保管場所は、「事業用建築物における事業系一般廃棄物及び再利用対象物の保管場所設置要領」に従い、設置するものとする。

(改善勧告にともなう違反事項の確認等)

第 5 条 市長は、条例第 29 条に規定する改善勧告を行おうとするときは、事前に立入検査を行うことにより、条例に違反する事項の確認を行うものとする。

2 市長は、規則第 16 条第 2 項に規定する改善報告書が提出された場合は、立入検査を行うことにより、改善状況を確認するものとする。

(立入検査)

第 6 条 立入検査は、事業用建築物における一般廃棄物の減量及び適正処理について、必要に応じて行うものとする。

2 立入検査は、次の各号に掲げる方法により行う。

- (1) 事業用大規模建築物の所有者、建設者、占有者及び廃棄物管理責任者からの聴取。
- (2) 事業系一般廃棄物の減量及び適正処理に関する書類の閲覧。
- (3) 必要と認められる場所の写真撮影。

3 立入検査は、次の各号に掲げる項目について行う。

- (1) 減量計画書の作成根拠。
- (2) 事業系一般廃棄物及び再利用対象物の分別状況。
- (3) 事業系一般廃棄物及び再利用対象物の保管場所の設置並びにその保管状況。
- (4) 当該建築物内での廃棄物処理体制。
- (5) その他当該建築物から生ずる事業系一般廃棄物の減量及び適正処理に関する事項。

(公表を受けた者が行う弁明)

第 7 条 規則第 17 条第 2 項に規定する公表通知書を受けた者が行う弁明は、当該通知書を受け取った日の翌日から起算して、14 日以内に弁明書により行うものとする。

(受入拒否の通知)

第 8 条 市長は、規則第 18 条第 1 項に規定する受入拒否の通知をするときは、受入拒否をする者の氏名又は名称及び必要事項を本市の一般廃棄物処理業の許可を有するもの及び市長の指定する処理施設へ通知するものとする。

附 則

この要綱は、平成 9 年 4 月 1 日から施行する。

新潟市事業用建築物における事業系一般廃棄物及び再利用対象物の保管場所 設置要領

(目的)

第1条 この要領は、新潟市事業用建築物における廃棄物の減量及び適正処理に関する要綱に基づき、事業用建築物における事業系一般廃棄物及び再利用対象物の保管場所の設置に関し、必要な事項を定め、以って、事業用建築物における事業系一般廃棄物の減量及び適正処理の推進を図ることを目的とする。

(廃棄物の保管方法)

第2条 事業系一般廃棄物の保管方法は、原則として袋又は容器を使用することとし、これ以外のものである場合は、別途市長と協議すること。

(保管場所の設置)

第3条 事業系一般廃棄物及び再利用対象物の保管場所の位置、規模、構造、維持管理等については、次の各号に定める基準に従い設置するものとする。

(1) 保管場所の位置

- ア 建築物又はその敷地内に設置すること。
- イ 収集車両の車両規格を考慮し、車両の横付けを可能とするとともに、その場で事業系一般廃棄物及び再利用対象物の積み込みができること。
- ウ 収集作業が安全に行える場所であること。
- エ 収集作業の妨げとなるものを、近隣に設置しないこと。
- オ 収集車両が収集作業を行う場所は、駐車禁止等の措置を講ずること。
- カ 近隣住民等の生活環境に及ぼす影響に十分配慮すること。

(2) 保管場所の規模

- ア 建築物の特性に十分配慮した容積及び面積を確保すること。
- イ 処理施設の休止日、収集間隔に配慮するとともに、粗大ごみを保管するスペースも十分に確保すること。

(3) 保管場所の構造

ア 事業系一般廃棄物

- ① ねずみ、こん虫等の発生防止と汚水の地下浸透防止のため、必要に応じて床は防水加工とし、洗浄設備及び排水設備を設けること。
- ② 厨芥類が多量に生ずる場合は、必要に応じて換気設備又は冷蔵設備を設けること。
- ③ 間仕切り、表示等により、燃えるごみと燃えないごみが明確に区分できるものとする。

イ 再利用対象物

間仕切り、表示等により、再利用対象物の種類が明確に区分できるものとする。

ウ 共通事項

- ① 事業系一般廃棄物及び再利用対象物の保管場所は、原則として併用しないこと。止むを得ず併用するときは、間仕切り等により、明確に区別できるように保管すること。
- ② 屋外に設置する場合は、屋根、囲い、扉等を設けることにより、風、雨、雪による

事業系一般廃棄物及び再利用対象物の飛散，流出を防止すること。

③ 耐久性のあるものとする。

④ 多量に事業系一般廃棄物及び再利用対象物が生ずる場合は，圧縮，粉砕，脱水焼却等の中間処理施設を導入すること。

(4) 保管場所の維持管理

事業系一般廃棄物及び再利用対象物が周辺の生活環境を損なうことのないよう管理し，保管場所に破損が生じた場合は，速やかに復元すること。

(設置届の提出)

第4条 事業用大規模建築物の建設者（以下「建設者」という。）は，事業系一般廃棄物及び再利用対象物の保管場所設置届に，次の各号に掲げる関係書類を添付しなければならない。

(1) 事業系一般廃棄物及び再利用対象物の保管場所の位置図

(2) 事業系一般廃棄物及び再利用対象物の保管場所の設計図（平面図及び構造図）

(その他)

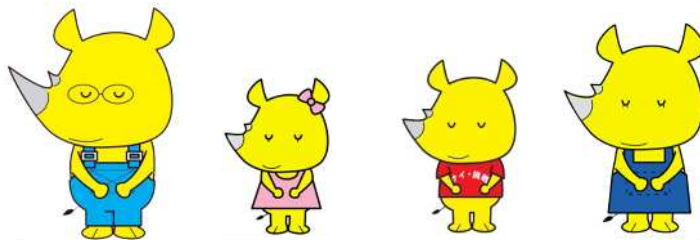
第5条 この基準による，保管場所の設置が困難な場合は，立入検査による確認のうえ市長が認める限りにおいて，事業系一般廃棄物及び再利用対象物の種類，量，収集回数及び収集方法等の運用により，排出場所をもって保管場所に代えることができる。

附 則

この要領は，平成9年4月1日から施行する。

附 則

この要領は，平成17年4月1日から施行する。



平成 28 年 4 月発行
新潟市環境部廃棄物対策課

〒951-8550

新潟市中央区学校町通 1 番町 602 番地 1

TEL 025-226-1411 (直通)

FAX 025-222-7032

E-mail haitai@city.niigata.lg.jp